

令和2年5月27日

新型コロナウイルス感染症対策芦屋市立図書館利用ガイドライン

芦屋市立図書館では、令和2年5月22日に市が定めた「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」および公益社団法人日本図書館協会による「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策芦屋市立図書館利用ガイドライン」を作成しました。

なお、このガイドラインは令和2年6月1日以降、当面の間、3週間ごとに見直し・更新を行います。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

1 利用者みなさまに実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37度以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) マスクの着用

来館される際は、必ずマスクを着用してください。

(3) 手洗い、手指消毒

入口において、必ずアルコール消毒をしてください。

(4) 利用の禁止（滞在時間）

館内での利用にあたっては、大きな声を出すことを控え、会話を極力減らすなど、感染リスクを減らすための対策にご協力ください。

また、感染リスク低減のため、滞在時間は概ね30分を目安にご利用ください。

(5) 対人距離の確保

カウンター前に並ぶときや資料を閲覧するときなどは、対人距離（最低1メートル、できれば2メートル）を確保してください。

(6) トイレの使用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(7) 休憩スペース

対人距離（最低1メートル、できれば2メートル）を確保するとともに、対面での飲食や会話をしないようにしないでください。

(8) 換気

利用する部屋については、随時換気をしてください。

(9) 消毒・手洗い

読書や施設利用の前後には、消毒や手洗いを行うよう努めてください。

(10) ごみの廃棄

使用済みのマスクは持ち帰ってください。また、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密封して廃棄してください。

(11) 利用者名簿の作成

利用者名簿の作成にご協力ください。

（図書館主催のイベント・会議参加者及び閲覧室の利用者のみ）

2 施設の部屋および閲覧スペース等の利用について

(1) よみきかせのへや

令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】

(2) おはなしの部屋

令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】

(3) 参考調査室

令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】

(4) 閲覧室

令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】

- (5) 集会室
令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】
- (6) 小集会室
令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】
- (7) リフレッシュコーナー
令和2年6月21日（日）までご利用いただけません。【予定】
- (8) 一般開架室
50人以内の利用とします。
- (8) 児童開架室
30人以内の利用とします。
- (9) 中庭
4人以内の利用とします。
- (10) 打出分室
20人以内の利用とします。
- (11) 大原分室
20人以内の利用とします。

3 施設管理者が実施する事項

- (1) 施設利用の注意点
ホームページや館内掲示等で明示する。
- (2) 手指消毒剤の設置
入口付近にアルコール消毒液等を配置する。
- (3) 来館者の体調の確認
検温未実施や、体調不良の申し出があった来館者には検温を実施し、37度を超える発熱が確認された場合は、滞在をお断りする。

(4) 対人距離の確保

対人距離（最低1メートル，できれば2メートル）を確保するため，座席配置やフロアへのマーキングなどを工夫し実施する。また，各部屋等の利用状況について，常に定員の半分以下の利用になっていることを確認する。

(5) カウンターでの感染防止策

対面での応対が必須であるカウンターでは，透明ビニールカーテンにより，来館者との間を遮蔽する。窓口業務従事者はマスクおよび手袋を着用し，貸出券等の受渡しは直接行わず，トレイを使用する。

(6) 換気（空調）

屋内施設においては，常時もしくは最低1時間に2回以上の換気を行う。なお，換気ができない場所については使用不可とする。換気の方法は，対角線上の窓（網戸があるものに限定）を2か所以上開け，空気を入れ替える。無風により空気が停滞している場合や，窓がない部屋については，入口の開放や扇風機の使用などにより，人工的に空気の流れをつくる。

ア カウンター内の温度が25.5度以上となった場合（湿度が40%以上のときは25度以上）は，開架室，奉仕作業室，エントランス，閲覧室，リフレッシュコーナー，集会室，小集会室などの利用者スペースの空調機を作動させる。なお，よみきかせのへやは個別空調により対応する。

イ 事務室（中央監視端末横）の温度が27度以上となった場合は，事務室，書庫，会議室，休憩室，ボランティアルームなどのバックヤードの空調機を作動させる。

ウ 空調は，7～8月については，平日は18時45分，土日祝は17時45分に停止させる。それ以外の月については，平日は17時30分に，土日祝は17時に停止させる。

エ 空調は，原則ウと同じ停止時間で運用するが，内部業務を行う場合は，全ての業務が終了する15分前に停止させる。

(7) 館内の消毒

委託事業者と協力し，1日に2回以上，アルコールで館内の消毒を行う。

(8) トイレの使用

使用頻度に応じてアルコールでの清拭消毒を行うとともに、トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう掲示する。

(9) 冷水器の使用

冷水器については、非常時以外、使用停止とする。

(10) ごみの回収

ごみを回収する場合は、マスクや手袋を着用する。

(委託事業者が回収する場合のマスクや手袋については、委託事業者が準備する。)

(11) 館内で体調を崩し、感染が疑われる者が発生した場合

速やかに別室（空室）に移し、隔離する。対応する職員は、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じる。保健所、帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

(12) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置として、施設利用者名簿（氏名・連絡先が分かるもの）の作成に努める。図書館においては、図書館施設内でのイベント・会議の参加者、および閲覧室の利用者を対象に作成する。

(13) 主催行事（イベント）等の実施

上記の感染防止対策を実施のうえ、参加者が施設利用定員の半分以下の人数で実施する。関係団体が主催するイベント等も、本ガイドラインを踏まえて実施できるよう、周知・依頼する。

以 上